

公害等調整委員会告示第一号

石見銀山遺跡関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成十七年一月十一日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 指定番号 指定第二四〇号
- 二 指定請求公示の年月日 平成一六年三月一七日（公害等調整委員会公示第一号）
- 三 請求者名 島根県知事
- 四 地域の所在地 島根県大田市大森町、同市水上町、同市祖式町、同市久利町、邇摩郡温泉津町及び同郡仁摩町地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の五地域である。
 - 1 A地域 境界点第一号と第一七号を番号順に結ぶ直線、境界点第一七号と第一八号を結ぶ海岸線、境界点第一八号と第四九号を番号順に結ぶ直線、境界点第四九号と第五〇号を結ぶ海岸線、境界点第五〇号と第六一号を番号順に結ぶ直線及び境界点第六一号と第一号を結ぶ直線

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X(・)メートル	座標Y(+)メートル	
13	九七、三八六	一九、七〇六	表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づき平面直角座標系による。
12	九八、七七三	二〇、四七四	
11	九九、四九五	二一、六二二	
10	一〇〇、〇三三	二一、〇五〇	
9	一〇〇、七二五	二〇、九二二	
8	一〇〇、八一三	二〇、二二〇	
7	一〇〇、八二七	二〇、二〇五	
6	一〇〇、八一七	二〇、一九〇	
5	一〇〇、八四四	一九、九七一	
4	一〇〇、八三九	一九、九〇六	
3	一〇〇、四六三	一九、六一五	
2	一〇〇、四三〇	一九、六一八	
1	一〇〇、一〇〇	一九、一三一	

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14		
一〇〇、二八五	一〇〇、二九二	一〇〇、二〇二	一〇〇、二七九	一〇〇、四六六	一〇〇、五一一	一〇〇、五八五	一〇〇、七一三	一〇〇、八〇六	一〇〇、七六三	一〇〇、六七四	一〇〇、九七〇	一〇一、五三八	一〇一、三三三	一〇二、五三七	一〇二、一二五	一〇二、一二五	一〇一、二二三	九八、六四〇	九八、二五五	九六、四七一	九五、九六五	九六、九八一	九六、六〇四	九七、九四七	九七、六八六	九七、七八五	九六、八六一	九七、五八三	九八、〇〇六	九八、二三八	九七、四五三		
一七、六七〇	一七、九六一	一八、二九七	一八、四一五	一八、四四〇	一八、四八〇	一八、三九二	一八、三一六	一八、三六七	一八、六六九	一八、八〇五	一九、二六八	二一、一七五	二一、二六九	二二、六六〇	二四、七〇六	二五、六六六	二七、四一六	二六、四二二	二七、一八四	二七、三二八	二五、四九一	二四、九八五	二三、五六七	二三、一八〇	二一、五二四	二〇、四一二	一九、七七三	一八、〇二四	一八、四八二	一九、三一九	一九、二二六		

3 C地域

温泉津町櫛島

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X(・)メートル	座標Y(+)メートル	
6	九五、 六五四	二三、 一九五	表示の座標は、測量 法(昭和二十四年法律 第一八八号)に基づ く平面直角座標系に よる。
5	九五、 九四二	二三、 四九〇	
4	九六、 〇七九	二四、 〇〇八	
3	九四、 五二〇	二三、 九五六	
2	九四、 一二八	二三、 〇五六	
1	九四、 七〇四	二一、 九六五	

2 B地域

次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第六号と第一号を結ぶ直線

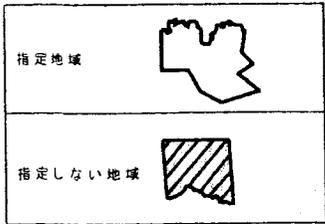
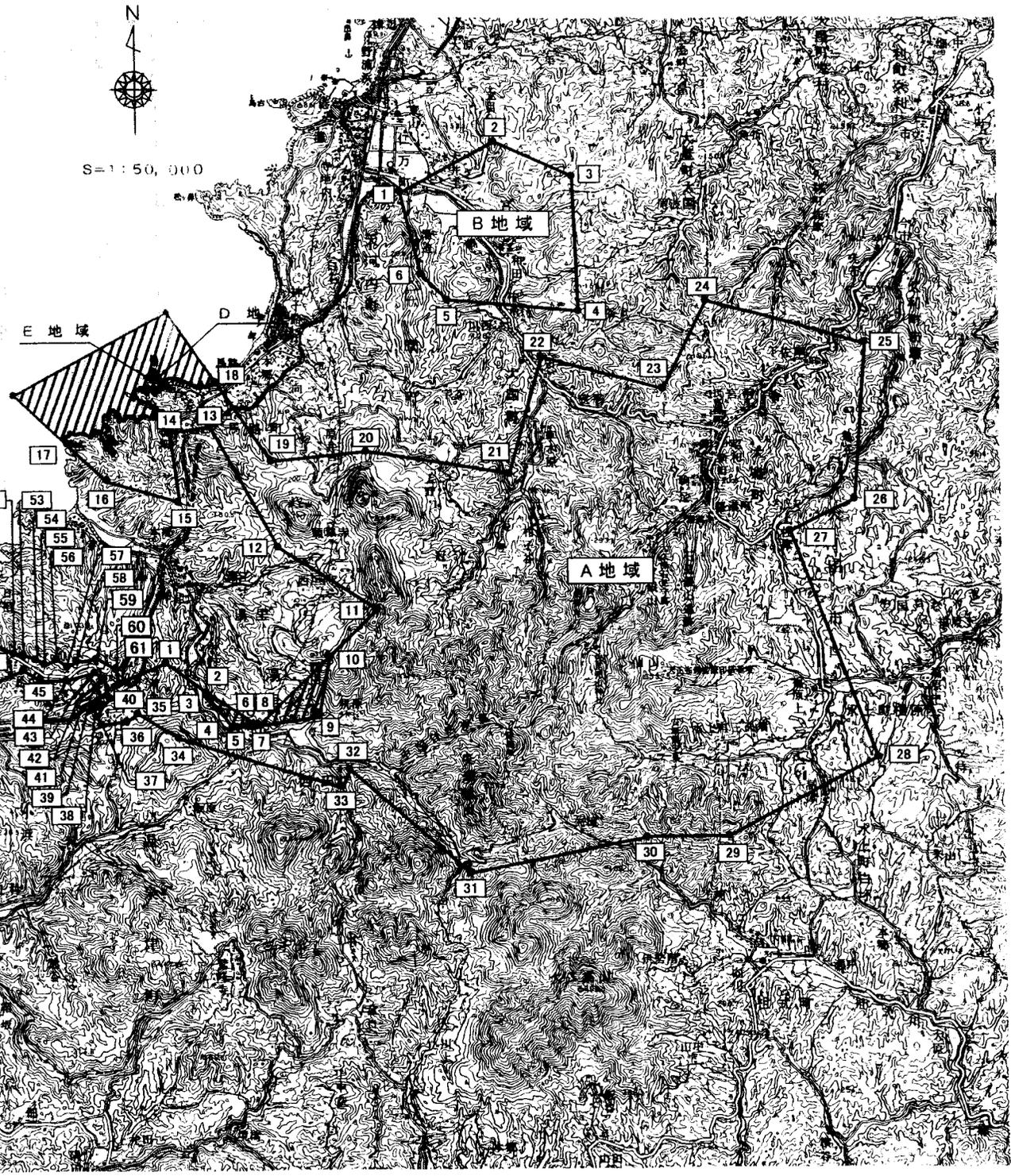
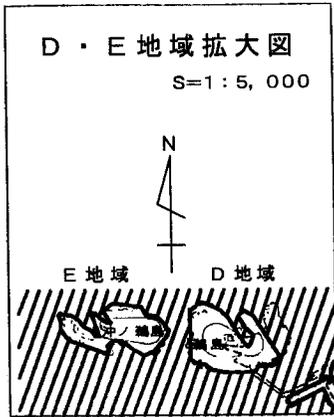
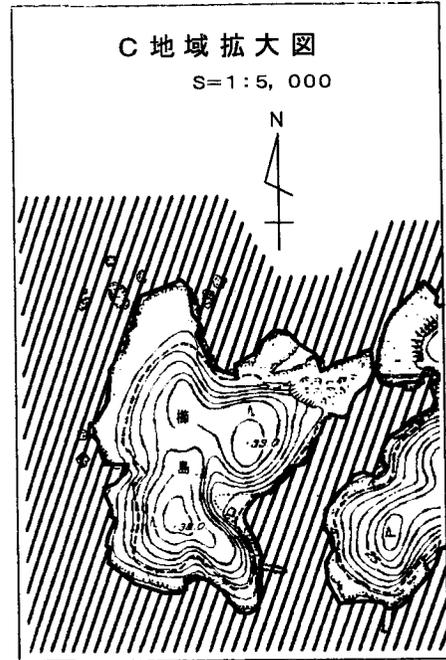
61	一〇〇、 三三四	一八、 五九二
60	一〇〇、 一七二	一八、 五四九
59	一〇〇、 〇四九	一八、 三三一
58	一〇〇、 〇七三	一八、 〇九五
57	一〇〇、 一二七	一七、 九八四
56	一〇〇、 〇四八	一七、 八六七
55	一〇〇、 一〇七	一七、 七二〇
54	一〇〇、 〇四〇	一七、 六二五
53	九九、 九八五	一七、 四七九
52	九九、 九七五	一七、 三七〇
51	九九、 七五五	一六、 九三三
50	九九、 四六一	一六、 四一一
49	一〇〇、 六六五	一四、 八五一
48	一〇一、 九〇九	一五、 七九四
47	一〇〇、 三三〇	一七、 〇七八
46	一〇〇、 一六八	一七、 四六八

七 地域図 次
の図の境界線により囲まれた地域

4 D 地域

5 E 地域 仁摩町沖ノ鵜島

仁摩町鵜島



八 地域の面積

A 地域	三、七〇九・六九ヘクタール
B 地域	三〇四・〇五ヘクタール
C 地域	四・一六ヘクタール
D 地域	〇・三五ヘクタール
E 地域	〇・二八ヘクタール
合計	四、〇一八・五三ヘクタール

九 指定の理由

1 請求地域は、生産遺跡や生活遺跡が多数存在する銀山柵内、大森銀山地区の伝統的な町並み、石見城跡、鞆ヶ浦、銀山街道等多数の文化財からなる、世界でも屈指の鉱山遺跡である石見銀山遺跡を中心とした地域である。また、請求地域とその周辺には、四季を通じて自然を満喫できる三瓶山、温泉津温泉、鳴き砂で有名な琴ヶ浜などもあり、歴史・文化・自然というバラエティに富んだ豊富な観光資源がある。

2 請求地域は、県が地元市町とともに調査研究等様々な取組を進めており、平成一三年四月には世界遺産の暫定リストに登録され、現在平成一九年六月の世界遺産登録を目指して所要の手續を進めている。

3 請求地域の地形は、標高五三八メートルの仙ノ山と標高四一四メートルの要害山に挟まれた標高一一〇メートルほどの低山谷部を北東方向に流下する銀山川に沿って、遺跡の中心となる町並みが発達しており、海岸部は、リアス式の入り組んだ地形が発達して良好な港となっている。

地質は、下層に新第三紀大森層の堆積岩とこれを貫く石英安山岩等があり、その上に第四紀更新世の都野津層群の礫岩及び砂岩が分布する。

4 請求地域には金、銀、銅、鉛、亜鉛、マンガン等の金属鉱床、けい石、けい砂等の非金属鉱床が賦存しており、特にけい砂については経済的に稼行対象となる規模及び品位を有している鉱床の賦存が見込まれる。

これらの鉱物のうち銀、銅等を対象に請求地域において過去に掘採された実績があり、周辺には稼行中のけい砂鉱山もある。現在、請求地域内において稼行している鉱山はないが、これらの鉱物を対象とする鉱業権が二件あるほか、金属又は非金属を目的とする鉱業出願が一四件なされている。

5 前記の地形及び地質からみて、請求地域のうち第六項の境界の内側の地域(以下「指定地域」という。)において鉱物を掘採すれば、鉱種のいかにかわらず、遺跡及び観光資源の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、請求地域のうち指定地域以外の地域(地域図において斜線を施した地域)は、鉱物の賦存が認められない海域又は経済的に稼行対象となる規模及び品位を有するけい砂が賦存する一方で、掘採されたとしても、その周辺に所在する文化財の保全に重大な支障が生じるおそれは少ない地域である。

6 以上を総合すると、指定地域において鉱物の掘採をすることは、鉱種のいかにかわらず、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

また、請求地域のうち指定地域以外の地域については、鉱物の掘採を禁止することは適当でないと認められるので、鉱区禁止地域に指定しない。